

長崎県廃棄物処理計画策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、令和 7 年度に長崎県（以下「県」という。）が発注する「長崎県廃棄物処理計画策定支援」業務委託（以下「業務」という。）について、受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1．業務の目的

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 5 の規定に基づき、令和 3 年 3 月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」により、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進及び廃棄物の適正処理の観点から、循環型社会の構築を推進しているところである。

本業務は、現計画が令和 7 年度で終期を迎えることから、循環経済への転換など最新の国内動向等のほか、県内の様々な課題等を踏まえた上で、令和 8 年度を始期とする次期の計画（以下「次期計画」という。計画期間は令和 8 年度～令和 12 年度。）を策定するために必要な業務である。

具体的には、以下の調査、検討等を行い、本県における廃棄物の減量やリサイクル、適正処理に関する対策・施策を総合的かつ計画的に推進するための検討材料を得ることを目的とする。

2．委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 11 月 30 日まで

3．業務の内容（以下の 4 項目）

- ・産業廃棄物実態調査及びその結果に基づく産業廃棄物の将来推計
- ・既存資料に基づく一般廃棄物の将来推計
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標値（案）の検討
- ・一般廃棄物の現状及び調査分析

詳細は、以下のとおり。

Ⅰ- 1．産業廃棄物実態調査

県内に所在する事業所を調査対象として、各事業所の事業活動に伴って生じる産業廃棄物の排出・処理状況、事業所意識の把握等を行う実態調査

・産業廃棄物実態調査の概略

本調査では、県内の産業廃棄物の発生、処理状況等を把握するための、郵送によるアンケート調査（郵便調査）県関係部局の既存資料を基に行う調査（資料調査）を実施する。

・産業廃棄物実態調査の内容等

調査内容及び方法は、以下のとおりとする。

調査対象期間

排出・処理状況については、令和 6 年度の実績を対象とする。事業所意識については、本業務調査時点を対象とする。

調査対象廃棄物、業種及び地域

県内に所在する事業所のうち、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種(「日本標準産業分類(平成25年10月改定:総務省)」)を調査対象とし、これらの事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令に定める産業廃棄物とする。ただし、畜産農業からの動物のふん尿、動物の死体及び施設園芸農業からの使用済みプラスチックは対象外とする。

なお、排出事業者が自ら再生利用している物、又は、何らの処理も行わずに売却している物も対象とする。

イ. 調査対象廃棄物

調査の対象廃棄物は、以下のとおりである。

また、病院からの廃棄物は産業廃棄物、一般廃棄物の区分にかかわらず、医療廃棄物として調査する。

○ 産業廃棄物

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、

① 3号廃棄物、②その他の産業廃棄物

○ 特別管理産業廃棄物

廃油(揮発油類、灯油類、軽油類) 廃酸(pH2.0以下の廃酸)
廃アルカリ(pH12.5以上の廃アルカリ) 感染性産業廃棄物
特定有害産業廃棄物

ロ. 調査対象業種

α. 排出事業者

産業廃棄物の主な発生源となっている次の業種等を対象とする。

対象業種	業種内訳(主なもの)
農業	耕種農業、畜産農業
林業	林業
漁業	漁業
鉱業	非金属鉱業(砂利採取業)
建設業	全業種
製造業	業種中分類別全業種
電気業・ガス業	電気業(火力発電所)、ガス業(ガス製造所)
水道業	上水道業(浄水場)、下水道業(下水処理場)
運輸業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業
情報通信業	新聞業、出版業
卸売業・小売業	各種商品卸売業、各種商品小売業、自動車小売業、

	家具・じゅう器等小売業、燃料小売業
医療・福祉	医療業
サービス業	洗濯業、写真業、自動車整備業、学術研究機関
公務	

b．産業廃棄物処理業者

長崎県内の産業廃棄物処理業者を対象に、処理状況、移動状況に関するアンケート調査を実施する。

八．対象地域

調査対象地域は、長崎県全域を対象とし、産業廃棄物の発生及び処理状況等に関する地域特性を把握するため、県内を7つの地域（長崎・西彼地域、佐世保・県北地域、県央・県南地域、下五島地域、上五島地域、壱岐地域、対馬地域）に区分する。

抽出方法

事業所母集団データベースシステムの「第5次フレーム」を基に、下記イ～ハの業種については全数を抽出し、その他の業種については5人以上の事業所から抽出する。抽出方法については県と協議の上、最終的に合計約3,300件の事業所を抽出する。

イ．電気業、ガス業、上水道業、下水道業

ロ．業種別に5事業所以下の場合

ハ．産業廃棄物処理業者（中間処理業・最終処分業）

調査項目

イ．産業廃棄物実態調査（調査対象：約3,300事業所）

建設業及び建設業以外に区分した調査票を用いて調査を実施

ロ．事業所意識調査（調査対象：約3,300事業所）

産業廃棄物の発生及び処理・処分、並びに発生抑制の取組に関する意識について調査を実施

集計及び推計等

イ．集計及び推計項目

産業廃棄物実態調査及び事業所意識調査の回収調査票データを整理し、次の項目について、本県全体及び地域別の集計・推計等を行う。

a．産業廃棄物の発生量

b．産業廃棄物の発生から処分までの流れ

c．産業廃棄物の地域間移動状況

また、以上の内容について、業種別、産業廃棄物の種類別等に集計及び推計を行う。

なお、調査の推計結果については、国の調査指針（「産業廃棄物排出・処理実態調査指針（改訂版）」平成22年4月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に基づき、産業廃棄物の種類及び総量について5ページに示す排出量及び処理状況の流れ図の体裁でまとめるものとする。また、流れ図に示した項目の定義は6ページに記載のとおりとする。

ロ．集計及び推計方法

拡大推計及び将来推計は、以下に示す原単位法により行う。また、多量排出事業者からの報告書等、既存資料により補足する。

ただし、電気・ガス・水道業については、全数抽出・回収を原則とし拡大推計は行わない。

・調査対象全体の発生量の推計方法

$$W' = W \times O' / O$$

W'：調査年度（令和元年度）の推計産業廃棄物量

W：標本に基づく集計産業廃棄物量

O'：最新年度の母集団の活動量指標

O：標本に基づく集計活動量指標

資料調査

以下の廃棄物の調査は、郵便調査を行わず、県関係部局の既存資料を基に実施する。

調査対象廃棄物

イ．畜産農業からの動物のふん尿

ロ．畜産農業からの動物の死体

ハ．施設園芸農業からの農業用使用済みプラスチック類

調査内容

イ．畜産農業からの動物のふん尿

畜種別の飼養頭羽数及びふん尿原単位から年間の動物のふん尿量を算出する。

ロ．畜産農業からの動物の死体

畜種別の家畜共済加入頭数及び死亡廃用事故頭数から算出した死亡率を基に、畜種別の死体原単位から年間の動物の死体量を算出する。

ハ．施設園芸農業からの農業用使用済みプラスチック類

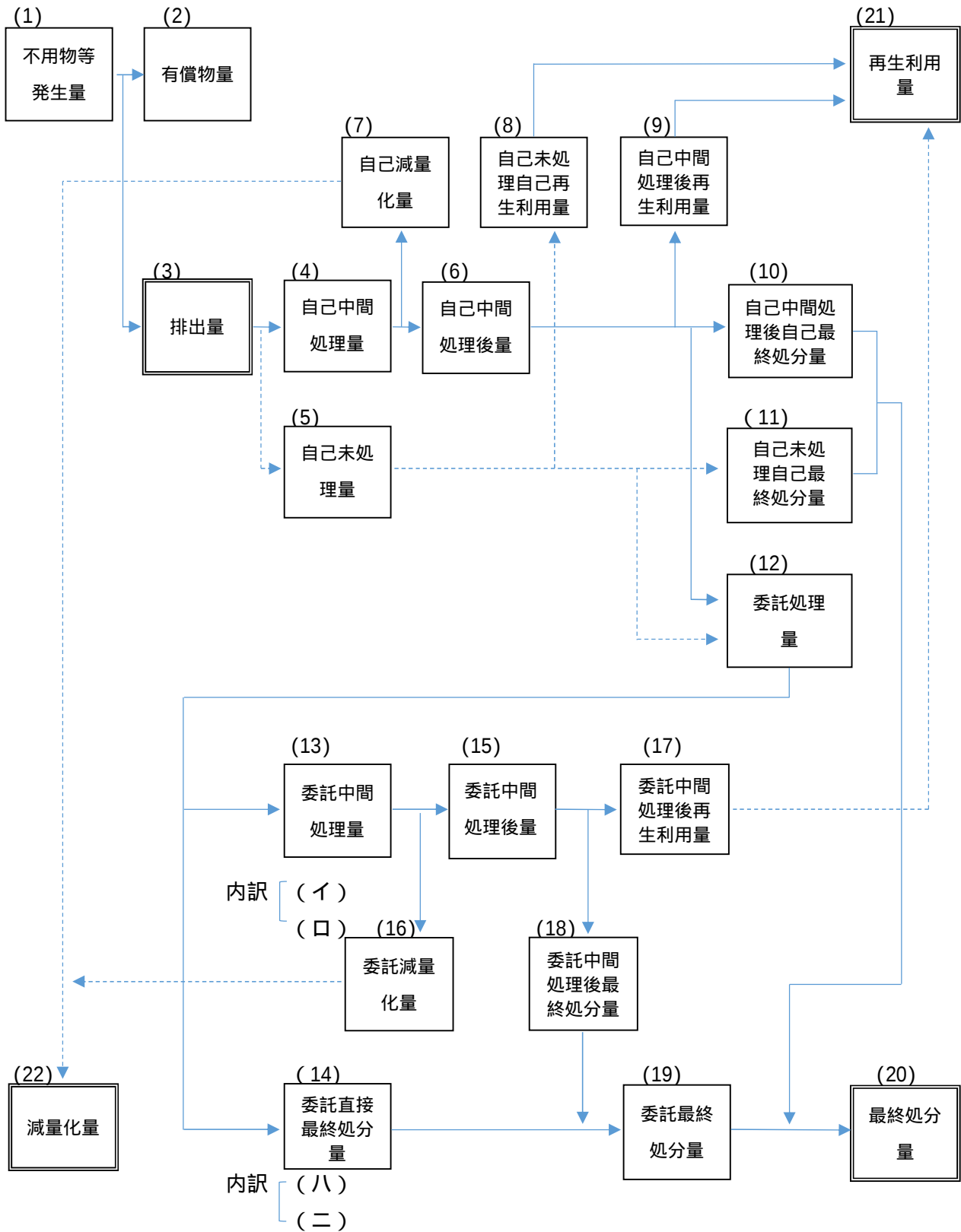
既存資料により排出量等の把握を行う。

- 2．産業廃棄物の将来推計（ - 1の結果に基づく推計）

将来推計は、発生量及び排出量について行う。ただし、将来推計年は令和12年度までとする。なお、将来推計は、以下の項目などを踏まえ算出する。

- ・活動量指標の時系列的改正による発生量の推計
- ・新規工場立地等による発生動向の推測
- ・多量排出事業者の処理計画からの検討

図 発生量及び処理状況に関する流れ図



注) (イ):(5) のうち委託中間処理された量
 (ロ):(6) のうち委託中間処理された量
 (ハ):(5) のうち委託最終処分された量
 (ニ):(6) のうち委託最終処分された量

表 発生量及び処理状況の流れ図に関する用語の定義

項 目		定 義	
不要物等発生量		(1)	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
有償物量		(2)	(1)の発生量のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
排出量		(3)	(1)の発生量のうち、(2)の有償物量を除いた量。
自 己 処 理	自己中間処理量	(4)	(3)の排出量のうち、自ら中間処理した廃棄物量で、処理前の量。
	自己未処理量	(5)	(3)の排出量のうち、自己中間処理されなかった量。
	自己中間処理後量	(6)	(4)で中間処理された後の廃棄物量。
	自己減量化量	(7)	(4)の自己中間処理量から(6)の自己中間処理後量を差し引いた量。
	自己未処理自己再生利用量	(8)	(5)の自己未処理量のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
	自己中間処理後再生利用量	(9)	(6)の自己中間処理後量のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
	自己中間処理後自己最終処分量	(10)	(6)の自己中間処理後量のうち、自己の埋立地に処分した量。
	自己未処理自己最終処分量	(11)	(5)の自己未処理量のうち、自己の埋立地に処分した量。
委 託 処 理	委託処理量	(12)	(6)の自己中間処理後量及び(5)の自己未処理量のうち中間処理及び最終処分を委託した量。
	委託中間処理量	(13)	(12)の委託処理量のうち、処分業者等で中間処理された量。
	委託直接最終処分量	(14)	(12)の委託処理量のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
	委託中間処理後量	(15)	(13)で中間処理された後の廃棄物量。
	委託減量化量	(16)	(13)の委託中間処理量から(15)の委託中間処理後量を差し引いた量。
	委託中間処理後再生利用量	(17)	(15)の委託中間処理後量のうち、処理業者等で自ら利用し、又は他者に有償で売却した量。
	委託中間処理後最終処分量	(18)	(15)の委託中間処理後量のうち、最終処分された量。
	委託最終処分量	(19)	処理業者等で最終処分された量。
最終処分量		(20)	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。
再生利用量		(21)	排出事業者、処理業者等で再生利用された量。
減量化量		(22)	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。

注)「自ら利用」: 排出者が自己の生産工程へ投入して原材料として使用する場合は「自ら利用」に該当する。なお、抜根の森林への自然還元についても「自ら利用」に該当する。

- 3 . 調査結果の取りまとめ

調査結果は、次期計画の策定等に必要とされる次の項目について報告書に取りまとめる。

- ・ 産業廃棄物の発生量、排出量及び最終処分量の現状推計及び前回調査との比較
- ・ 産業廃棄物の発生から処分までの処理の流れ及びその各過程の状況
- ・ 上記 及び の内容を地域別、業種別、種類別等で区分した状況
- ・ 県内発生産業廃棄物の広域移動（搬出のみ）の状況
- ・ 地域別、種類別及び業種別の将来の産業廃棄物の見込み量（令和 6 年度から令和 12 年度までの期間。シミュレーションによる将来推計も含む。）
- ・ 上記 のうち、廃プラスチック類、紙くず、木くずに係るデータの抽出、分析
- ・ 産業廃棄物の減量化、リサイクル等に関する事業者の意識調査結果
- ・ 現在の長崎県廃棄物処理計画で設定した産業廃棄物数値目標の達成状況
- ・ その他必要事項

・ 既存資料に基づく一般廃棄物の将来推計

将来推計は、「一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）」等を基に、排出量、処理量及び最終処分量について行う。

ただし、将来推計年は令和 12 年度までとする。

なお、将来推計は、「大きな技術革新及び法律上の変更がなく、調査時点の一般廃棄物の発生量と各活動指標の関係は不変」と仮定し、原単位と経年データを用いて算出した将来の活動量指標より算出する。

・ 一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標値（案）の検討

上記 及び の結果を踏まえ、長崎県廃棄物処理計画やゴミゼロながさき実践計画に基づく「ゴミゼロながさき」実現のための取り組みを考慮した一般廃棄物並びに産業廃棄物の減量化目標値（案）の検討・検証を行う。

・ 一般廃棄物の現状及び調査分析

・ 一般廃棄物の現状及び調査分析の概略

本県の各市町及び一部事務組合（以下「各市町等」という。）が実施する一般廃棄物処理事業について、各市町等が実施した組成調査や環境省から公表される一般廃棄物実態調査等により県内各市町の一般廃棄物の実態について把握するとともに課題を整理する。また、それらの課題を踏まえ、必要となる対策を分析し、4R 推進に向けた効果的な事業展開を図るための基礎資料、及び、第 6 次長崎県廃棄物処理計画の策定や各種施策の検討にあたっての基礎資料を得る。

・一般廃棄物の現状及び調査分析の内容等

市町が実施する組成調査の収集及び整理

県が市町から３ヶ年分を収集し委託事業者へ提供する。それ以外のデータが必要となる場合は、県から市町へ当該データの提供を依頼し収集したうえで、県から受託者へ提供する。

受託者は、これらのデータを踏まえて、市町の生活系・事業系の廃棄物の特性について把握する。

イ．全体傾向の整理

ロ．市町ごとの個別傾向の把握

ハ．広域ブロックでの傾向の把握

二．生活系・事業系の廃棄物特性

(把握したい項目の具体例)

- ・３年分の推移（令和４年度～令和６年度想定）
- ・どのようなごみが多い（少ない）か
- ・地区ごとの傾向（離島４地区、本土３地区）

一般廃棄物処理実態調査結果の収集及び整理

県が環境省調査の一般廃棄物処理実態調査結果を収集し、受託者へ提供する。
受託者は、廃棄物処理やリサイクル等に関し、各市町の特性について把握する。

イ．全体傾向の整理

ロ．市町ごとの個別傾向の把握

ハ．広域ブロックでの傾向の把握

(把握したい項目の具体例)

- ・リサイクル率
- ・どのようなごみが多い（少ない）か
- ・市(町)民１人あたりの排出量・処理量・リサイクル量・処理金額等
- ・３年分の推移（令和４年度～令和６年度想定）

令和６年度データは速報値ベースのものを提供予定

- ・地区ごとの傾向（離島４地区、本土３地区）

課題を踏まえた必要な対策の分析

上記及び を踏まえて、市町別、広域ブロック別の課題を整理し、後述の のアンケート調査の結果も踏まえて、必要となる対策を分析する。

市町等アンケート調査の実施

上記の分析に際し、市町の方針等を確認するため市町等を対象としたアンケート調査を実施する。なお、アンケート調査に係る市町とのやり取りは県が行うこととし、受託者はアンケートを作成する。

4．業務範囲及び成果物

本仕様書で定める業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物実態調査（対象年度：令和 6 年度排出実績）及びその結果に基づく産業廃棄物の将来推計及び報告書作成
 - 必要な資料収集及び聴き取り調査
 - アンケート調査（対象：産業廃棄物排出事業者及び処理業者約 3,300 件）
 - アンケートの集計、産業廃棄物種類別の地域別排出状況、総排出量、有効利用量（マテリアル、ケミカル、サーマル別）流れ図作成
 - 報告書作成
- (2) 一般廃棄物の将来推計及び報告書作成
 - 市町毎の一般廃棄物実態調査結果は県がとりまとめて提供
- (3) 一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化目標値（案）の検討及び報告書作成
- (4) 一般廃棄物の現状及び調査分析及び報告書作成
- (5) 報告書については、(1) ～ (4) の全ての電子成果物（Word,Excel,PDF,PowerPoint 等）一式（DVD-R）及び、紙媒体の報告書及びその概要版を各々 3 部提出すること。

5．報告書の提出期限

- (1) 産業廃棄物に関すること
 - 実態調査 令和 7 年 7 月 31 日まで
 - 将来推計 令和 7 年 8 月 31 日まで
 - 減量化目標値案 令和 7 年 8 月 31 日まで
- (2) 一般廃棄物に関すること
 - 将来推計 令和 7 年 7 月 31 日まで
 - 市町毎の実態調査結果は県から令和 7 年 6 月 30 日までに提供予定
 - 減量化目標値案 令和 7 年 7 月 31 日まで
 - 市町等アンケート案 令和 7 年 7 月 31 日まで
- (3) 一般廃棄物の現状及び調査分析 令和 7 年 9 月 30 日まで
- (4) 県の指定する期日（ ）までに、次に示す書類を提出するものとする。
 - 業務実施計画書 1 部
 - 業務工程表（概略） 1 部

提出期限：契約日から 7 日以内に提出するものとする。

6．業務打合せ及び報告

業務実施期間中、県と受託者は業務打合せを 5 回実施するものとする。

また、受託者は県から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するとともに、概ね月 1 回の報告を文書（電子メール等）で行うものとする。

7．納入場所

長崎県県民生活環境部資源循環推進課とする。

8．資料の貸し出し

- （１）本業務実施のために必要な書類、関係資料等は受託者からの要望があれば、県が受託者に貸与するものとする。
- （２）受託者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、県の承認を受けなければならない。また、貸与された資料は業務完了時に全て返却（電子データの場合は、受託者において確実に消去処理）しなければならない。

9．雑則等

- （１）本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議等は、原則として受託者の責任において実施しなければならない（受託者はフリーダイヤルを開設し、アンケート調査対象事業者からの質問を受ける体制を整備するとともに、回答がなかった事業所に対しては、督促や聞き取り調査を実施する）。
- ただし、県及び受託者とも事前に予知できない事項については除くものとする。
- （２）受託者は、本契約を履行するうえで知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。また、調査票情報に関わる業務の再委託を禁止する。
- （３）受託者は、本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、県と十分協議の上、遺漏のないよう業務を行うものとする。
- （４）調査報告書の作成に当たっては、県と十分な協議を実施するものとする。
- （５）本業務は、県の検査合格をもって完了とする。
- （６）業務の実施にあたっては、受託者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被害を及ぼした場合、受託者の負担により対処するものとする。
- （７）業務の成果品に関する一切の権利は、県に帰属するものとする。
- （８）受託者は県の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡してはならない。